

## ●公園占用料等の見直しに伴う都市公園条例の一部改正について

### 1. 条例改正の趣旨

近年の地価水準の下落を反映させるため平成24年4月に道路占用料の見直しを行ったことから、これに合わせて北広島市都市公園占用料及び行為許可使用料の改正を行うものです。

なお、今回の条例の一部改正は、きたひろサンパーク（パークゴルフ場）及び緑葉公園（野球場、テニスコート、プール）の使用料の変更を行うものではありません。

### 2. 変更点

項 目	改正後		改正前	
	金額	単位	金額	単位
行商（屋台又は露店を出して行うものを除く。）、募金その他これらに類する行為	10円	当該行為に要する面積1㎡につき1日	250円	1日につき
屋台又は露店を出して行う行商	20円			
業としての写真の撮影	10円		150円	写真機1台1日につき
業としての映画の撮影	10円		10,300円	1日につき
興行	20円		100円	1㎡1日につき
競技会、展示会その他これらに類する催し	10円		30円	
公園施設の設置	110円	面積1㎡につき1月	200円	1㎡1月につき
公園施設の管理	110円		5,150円	1箇所1日につき
電柱		1本につき1年	640円	1本1年につき
第1種電柱	560円			
第2種電柱	860円			
第3種電柱	1,200円			
第1種電話柱	500円			
第2種電話柱	800円			
第3種電話柱	1,100円			
その他の柱類	50円			
電線		長さ1mにつき1年	200円	1m1年につき
共架電線その他上空に設ける線類	5円			
地下に設ける電線その他の線類	3円			

変圧塔その他これに類するもの	1,000円	1個につき1年	70円	1箇所1月につき
公衆電話所	1,000円			
郵便差出箱	420円			
水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.4m未満		120円	1m1年につき
	外径0.4m以上		540円	
	外径0.07m未満	21円	長さ1mにつき1年	
	外径0.07m以上0.1m未満	30円		
	外径0.1m以上0.15m未満	45円		
	外径0.15m以上0.2m未満	60円		
	外径0.2m以上0.3m未満	90円		
	外径0.3m以上0.4m未満	120円		
	外径0.4m以上0.7m未満	210円		
	外径0.7m以上1m未満	300円		
外径1m以上	600円			
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	10円	占有面積1㎡につき1日		50円
標識	800円	1本につき1年	200円	1箇所1月につき
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設	200円	占有面積1㎡につき1月		
土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	200円			
その他の物件、工作物又は施設	10円	占有面積1㎡につき1日	50円	1㎡1日につき

## 備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。